

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則六一九九

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十号を次のように改める。

十 受験の申込時期及び手続

第十一条中「新聞、放送」を「インターネットの利用」に改める。

第十二条第一項中「委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、採用試験に合格した旨を書面で本人に通知するものとする」を「インターネットを利用して合格者の受験番号を閲覧に供する方法により発表する」に改め、同条第二項中「書面で」を「書面その他の適切な方法により」に改める。

第三十九条中「、委員会の承認を得て」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、法第二十二條の三第一項前段の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

第四十条中「、委員会の承認を得て」及びただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、法第二十二條の三第一項後段の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

第四十条に次の一項を加える。

2 臨時的任用の期間は、いかなる場合においても再度更新することはできない。第四十一条の見出しを「（臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新の報告）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に改め、同項を同条とする。

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用試験	一般行政	職員採用上級試験の他の試験	教養試験	専門試験	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経
上級		職種の対象とならない全ての職	専門試験（多肢選択式）	試験（多肢選択式）	
試験			適性試験		

<p>設備</p>	<p>心理</p>	<p>福祉</p>	<p>一般行政 (DX)</p>	
<p>主として電気及び機械に関する知識、技術又</p>	<p>主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>論文試験 人物試験 身体検査</p>
<p>I 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・</p>	<p>一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法及び統計学</p>	<p>社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）及び社会調査</p>	<p>基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクト、サービスマネジメント、システムジメメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務</p>	<p>歴史）、財政学、国際関係及び経営学</p>

総合土木	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
建築	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする		

制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	II 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作	I 数学、水理学、応用力学、土壌物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般及び農業機械	II 数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、材料・施工、都市計画、測量及び土木計画	数学・物理・情報、構造力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計
----------------------------	---	--	--	-------------------------------------

別表第二職員採用初級試験の項を次のように改める。

初級	職員採用				
	一般事務	林業	農業	化学	
職員採用初級試験の他の試験の職種の対象とな	職員採用初級試験の他の試験の職種の対象とな	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	る業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）
作文試験	教養試験 適性試験				
		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、砂防工学及び林産一般	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学	画、建築構造、建築施工及び建築設備

						試験
	設備		総合土木	建築		
	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		らない全ての職
	専門試験 (多肢選択式) 適性試験 作文試験 人物試験 身体検査					人物試験 身体検査
	専門試験 (多肢選択式)					
	I 数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・情報	II 数学・物理・情報、機械設計、機械工作、原動機、生産技術及び電子機械	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基盤力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学及び土木施工	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工		

別表第二免許資格職員採用試験の項を次のように改める。

免許資格職員採用試験	
獣医師	薬剤師
主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	適性試験 論文試験 人物試験 身体検査

農業	化学
主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産及び農業経営	数学・物理・情報技術基礎、工業化学、化学工業、化学工学及び化学システム技術・化学工業安全

保健師	管理栄養士	栄養士	司書
主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として栄養学に関する高度な知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として図書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
		専門試験 （多肢選択式） 択式） 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査	
	専門試験（多肢選択式）		
	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論及び情報資源組織演習	生涯学習概論、図書館概論、図書館情報技術論、図書館制度・経営論、図書館サービス概論、情報サービス論・情報サービス演習、児童サービス論、図書館情報資源概論及び情報資源組織演習

別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。

		経験者職員採用試験	
	一般行政	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	
一般行政(DX)	主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
心理	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	福祉	主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
			専門試験 (口述式) 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
			専門試験(口述式) 基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務

農業	建築	総合土木	設備
<p>主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）</p>	<p>主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。